（裁判所法の一部改正）

第三十五条　裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「裁判書」の下に「又は電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいう。）若しくは電子決定書（同法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第六十条において同じ。）をいう。）」を加える。

第六十条第二項中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、同条第三項中「外、」を「ほか、」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「書類」の下に「又は電磁的記録」を加え、「書き添える」を「書き添え、又は併せて記録する」に改める。

（地方自治法の一部改正）

第三十六条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第十項中「判決書の写」を「電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書をいい、同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。第七十四条の二第十項において同じ。）に記録されている事項を出力することにより作成した書面」に改める。

第七十四条の二第十項中「又は判決書の写」を「の写し又は電子判決書に記録されている事項を出力することにより作成した書面」に改める。

第百条第二項中「訊問に関する規定」を「尋問に関する規定（過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定を除く。）」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中「、最高裁判所規則で」とあるのは「、議会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

（郵便法の一部改正）

第三十七条　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項及び第三項中「第百三条」を「第百条第一項及び第百三条」に改め、「及び第百九条」を削る。

第五十八条第二号中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第三十八条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十五条の十中「及び第百一条から第百九条まで」を「、第百条第一項、第百一条及び第百二条の二から第百八条まで」に、「同法第九十九条第一項」を「同項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百一条第一項」に改め、「、同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と」を削る。

第百八十五条の十二中「第百九条」を「第百条第一項」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第三十九条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第三十四条の五十五中「第百一条から第百三条まで」を「第百条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条」に、「、第百八条並びに第百九条」を「並びに第百八条」に、「第九十九条第一項」を「第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百一条第一項」に改め、「同法第百九条中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と」を削る。

第三十四条の五十七中「第百九条」を「第百条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

（刑事訴訟法の一部改正）

第四十条　刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第五十四条中「の定」を「の定め」に、「公示送達に関する」を「民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第二項並びに第一編第五章第四節第三款及び第四款の」に改める。

（少年法の一部改正）

第四十一条　少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「別表第二の一の項」を「別表第三の一の項」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第四十二条　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四十二条第一項ただし書中「確定判決書」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該ファイルに記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「確定判決書記録事項証明書」という。）に改める。

第四十九条の二第四項の表第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項中「確定判決書を所持し、選挙」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

第四十九条の二第四項の表第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項中「確定判決書を所持し、選挙」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

第五十四条の二第四項の表第四十八条の二第五項の表第四十二条第一項ただし書の項中「確定判決書を所持し、選挙」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第四十三条　公職選挙法の一部を次のように改正する。

第百四十二条の四第一項ただし書中「確定判決書」を「確定判決の判決書の正本若しくは謄本若しくは電子判決書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百五十二条第一項に規定する電子判決書（同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいう。）に記録されている事項と同一であることを証明したもの（第二百二十条第三項及び第四項において「電子判決書記録事項証明書」という。）」に改める。

（民事訴訟法の一部改正）

第四十四条　民事訴訟法の一部を次のように改正する。

第百十二条第二項中「尋問に関する規定」の下に「（罰金、拘留、勾引又は過料に関する規定を除く。）」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、民事訴訟法第二百五条第二項中「、最高裁判所規則で」とあるのは「、選挙管理委員会が」と、「最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してファイルに記録し、又は当該書面に記載すべき事項に係る電磁的記録を記録した記録媒体を提出する」とあるのは「電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供する」と、同条第三項中「ファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された」とあるのは「提供された」と読み替えるものとする。

第二百二十条の見出し中「判決書謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改め、同条第三項中「掲げる」を「規定する」に、「判決書の謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改め、同条第四項中「判決書の謄本」を「電子判決書記録事項証明書」に改める。

第二百五十四条の二第二項後段を削り、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　前項の送達については、民事訴訟に関する法令の規定中送達に関する規定（民事訴訟法第百条第二項、第一編第五章第四節第三款及び第百十一条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同法第百十二条第一項中「前条の規定による措置を開始した日から」とあるのは、「公職選挙法第二百五十四条の二第四項の規定による掲示を始めた日から」と読み替えるものとする。

4　第二項の送達についてする公示送達は、裁判所書記官が第一項の書面を保管し、いつでも同項の規定による通知を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。